

(別紙)

遺伝子組換えカーネーション、シクラメン、ダイズ及びトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>遺伝子組換えに反対です。遺伝子組換え作物には未知の部分があり、安全性に問題があります。予防原則に立った監督が必要です。「想定外」のことは必ず起こります。港湾等での遺伝子組換え種子のこぼれ落ちによる交雑種の拡大の懸念もあります。生態系に取り返しが見つからない事態を引き起こすことが考えられる。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、人体への影響等食品としての安全性に関しては食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に、飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に、そして野生生物、昆虫等に及ぶ生物多様性への影響については遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」といいます。）に基づき、申請ごとに審査を行っています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるかどうかにについては、1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2) 野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3) 在来の野生植物と交雑して、導入された遺伝子が広がらないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査しています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者から申請書とともに最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を要求② 提出データ等の妥当性等を確認③ 学識経験者からの意見を聴取④ 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等を要求⑤ 承認の可否を判断 <p>これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しており、平成 27 年 12 月末現在、152 件の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う開放系での使用内容等を定めたもの）の承認申請に係る流通、加工、栽培等の一般使用（以下「一般使用」といいます。）に関する承認を行っています。</p> <p>御懸念のように、万が一、将来我が国の生物多様性に影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するためにとるべき措置につい</p>

	<p>て定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。緊急措置計画書では、緊急措置を講ずるための実施体制及び責任者を明確に記載（個人名は個人情報のため非開示）しており、当該承認取得者は、その計画に従い、農林水産省及び環境省と連絡をとりながら、科学的根拠に基づきリスクの程度に応じて、速やかに機動的な対応を行うこととしております。</p> <p>さらに、カルタヘナ法では、主務大臣（遺伝子組換え農作物については農林水産大臣及び環境大臣）は、生物多様性影響を防止するため緊急の措置をとる必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとしており、国としても生物多様性に影響が生ずることがないように適切に対応することとしています。</p> <p>また、御懸念のように、現在の科学的知見からは予想できないような新たな生物多様性影響が生ずるおそれもあることから、カルタヘナ法では、仮に生物多様性影響を生ずるおそれがあると認められるに至った場合には、主務大臣は、遺伝子組換え生物の使用方法を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしています。</p> <p>なお、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実に図るため、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところです。平成18年度の調査開始以降、（こぼれ落ちた種子に由来する遺伝子組換え作物や）交雑種の生育範囲の拡大は確認されていません。</p>
<p>現行のカルタヘナ国内法では生物多様性影響評価の対象は野生動植物に限られています。しかし、現実的な生物多様性の保全に向けては、カルタヘナ国内法を改正し、交雑を防ぐ対象として農作物・外来種も含めた評価が必要と思う。</p>	<p>遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価にあたっては、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について審査しています。野生動植物等に対する影響については、こうした項目の中で検討し、影響がないと確認したもののみ承認しています。</p> <p>御指摘では、野生動植物に加え、農作物や外来種も交雑を防ぐ対象としてはどうかとのことです。農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。したがって、野生動植物とは異なり、農作物は生物多様性への影響評価の対象とはなり得ないものと考えます。遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、一般的に生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています。</p> <p>また、外来種はそもそも我が国固有の生態系を構成する動植物ではないことから、遺伝子組換え農作物が外来種と交雑した際の外来種に対する影響については評価の対象としていません。ただし、遺伝子組換え農作物と外来種が交雑し、その外来種に依拠する我が国固有の昆虫等に影響する可能性や、外来種が優位な形質を獲得することで、我が国固有の野生種と競合する可能性がある場合には、外来種を経由した生物多様性影響も評価しています。</p>
<p>生物多様性影響評価書や審査</p>	<p>生物多様性影響評価は、多数の評価項目について、それぞれ統計学的検定の結果のみではなく、</p>

報告書では、「考えられた」「考えにくい」等の表現が多く見られます。明確なデータや根拠に基づいた判断というより、経験則や諸外国の文献・データの引用に終始した半ば結論ありきの印象がぬぐえない。

代謝系における導入遺伝子による相互作用等のこれまで得られている科学的知見も含めて検討を行い、それら全てを総合的に評価し、その結果として生物多様性への影響の有無について判断しています。御指摘の「考えられた」等の表現につきましては、こうした個々のデータ等の科学的知見に基づく総合的な評価の結果として用いており、諸外国の文献・データについても、客観性を担保するため複数の研究者の査読を受けた公表論文を主として引用することとしています。したがって、経験則や主観的な推論に基づく結果によって判断されたものではありません。

具体的な審査については、農林水産省において作成した審査報告書中の「審査の概要」に、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から評価した結果を、使用した審査データ、引用文献、緊急措置計画書やモニタリング計画書とともにまとめており、個々の統計処理等についての詳細は審査参考資料にまとめています。詳しくは審査報告書を御覧ください。

今回の申請案件についても、複数の学識経験者の意見を聴取しつつ多数の評価項目を総合的にかつ客観的に検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断しています。今後とも、当該表現についてはもとより、より良い表現となるよう工夫していきたいと思います。

会議の公開については、開発企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益等をもたらすおそれがあるとのことで非公開であったりします。立場が異なる学識経験者、全国の農業高校、大学農学部、指導者、生産者代表、消費者代表等の意見を広く求める必要があると考えます。

また、パブリックコメントに関して、一般の人が専門用語を理解することは困難です。より分かりやすい情報提供を工夫していただきたいと思います。情報発信についても周知が不足しているように思います。特にインターネットによる情報の入手が困難な方への周知も含め、多方面への情

申請された第一種使用規程の生物多様性影響の審査に当たっては、学識経験者から意見を聴取することにしていますが、学識経験者については、育種学、植物生理学、保全生態学、雑草学といった生物多様性影響評価書の検討に必要な幅広い分野から専門的な知見を有する者を選定しています。選定された学識経験者の氏名、所属の公表を行うとともに、総合検討会は公開で開催し、資料、議事録を公表するなど、公平性・透明性の確保に努めています

この学識経験者からの意見の聴取については、生物多様性影響評価が科学的に妥当か否かを判断する観点から行っています。

御指摘のように、遺伝子組換え農作物に関しては様々な御意見がありますので、第一種使用規程の承認に当たっては、法定の学識経験者への意見聴取のみならず、立場の異なる方々から、その知見を御提供頂く機会を設けることが重要です。このため、学識経験者からの意見聴取後には、申請内容や判断に用いた科学的根拠等を取りまとめた審査報告書を提示し、広く意見・情報の募集（パブリックコメント）を行っているところです。

ただし、開発企業の知的財産等に係る非開示情報があるため、一部会議は非公開とさせていただいています。検討に必要な開発企業が所有する試験結果には、公にすることにより、開発企業が競争上不利益になるような情報も含まれていることから、このような情報を非公開とする一方、検討に必要なデータを全て提出していただくことにより、データに基づいて評価を行っております。

また、意見・情報の募集（パブリック・コメント）に当たっては、毎回、募集を開始する際に、マスメディア向けの記者発表（プレスリリース）を行うとともに、農林水産省や環境省での情報提供やホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様から御意見をお伺いすることとしています。特に平成 25 年末の意見・情報の募集からは、記者発表に加えて、各報道機関への事前のお知らせ

報発信を強化し、意見を広く求める必要がある。

を行うなど工夫を重ねているところです。

さらに、審査報告書中の「審査の概要」には、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から評価した結果を、使用した審査データとともに、より分かりやすいようにまとめています。これらについては、毎回、脚注や引用文献を示すとともに、分かりやすい表現、論理構成となるよう工夫しているところです。この他、より理解に資するよう、ホームページでは遺伝子組換え農作物の宿主情報、モニタリング情報、制度等の関連情報についてその充実に努めているところです。

（関連情報：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/biodiversity/index.html>）。

できる限り多くの方々へ、分かりやすくお伝えするよう、今後もより一層工夫していきたいと考えています。